

## 通学路上における危険箇所一覧及びその対応について

No.	学校名	危険箇所の場所(住所等)	危険箇所の概要	今後の対応等
1	南小学校	ファミリーマート五所川原田町店 付近の十字路	歩行者を確認せず、右左折してくる自動車が多い。また、スピードを出して、交差点を通過する自動車が多い。保護者や地域の方からの情報や注意喚起のお願いが学校に度々くる。	(五所川原警察署) 通常パトロールを通じて注意、指導、取締りを実施する。
2		鎌谷町中谷食品店前	来店客が自転車や自動車を所定の場所(駐車場)に止めずに、店の前に止めたりや路駐したりしている。そのため歩行の妨げとなり、下校時、児童が車道にはみ出して歩行するときもある。	(五所川原警察署) 駐車禁止区間のため、駐車車両がある場合は、注意、指導、取締りを実施する。  (教育委員会教育総務課) 中谷食品に対し、本箇所へ駐車をさせないような対策の申し入れを行った。
3	中央小学校	旧十川沿い ゾーン30	中央小西側、旧十川沿いの30キロ規制の道路であるが、車のスピードが速く、危険であると住民からも苦情があった。	(五所川原警察署) 交通課及び管轄のエルムの街交番で通常パトロールを通じて警戒、取締りを実施する。
4		サロン境前の横断歩道	歩道が狭く傾斜があり、登校時には車道に向かって下り坂となる。縁石等がないため積雪や凍結時には児童が車道に向かって転倒する恐れがあり危険である。	(五所川原市土木課) 傾斜の解消については、大々的な交差点改良工事が必要となるため、予算措置に向け、検討していく。
5		北日本ツーリスト周辺の交差点	車が多く行き交う交差点であり、児童が登校する時間帯は出勤時間と重なることから黄色信号で速度をあげる車が多く、危険である。また、北日本ツーリスト側の縁石が破損してしまっているため、内輪差による巻き込み事故の恐れがあることから、ラバーポール等の設置を希望する。	令和4年度に要望のあった件だが、以下のとおり対応済である。 (五所川原警察署) 交通課及び管轄のエルムの街交番で通常パトロールを通じて警戒、取締りを実施する。 (五所川原市土木課) 令和4年度中にラバーポールを設置し対策済み。
6	栄小学校	みどり橋付近	みどり橋を下りたところの柵が崩れそうになっているため、児童が触ったりすると危険である。また、下水道の蓋が無く危険な箇所がある。	(五所川原市建築住宅課) 柵については一部対応済。未実施の箇所については令和6年度で対応する。  (五所川原市土木課) 令和5年度に側溝に蓋を設置済。
7		稲実方面	松野木姥菴線(タイヤセンター泉谷近くの信号から東鉄筋までの通り)に蓋のない堰がたくさんある。また、歩道が大変狭く、カーブも多い。そのため、自動車の運転者からは児童が見づらく危険である。	(西北地域県民局) 現在、交通安全事業を実施中(令和5年度まで)延伸工区については、市からの要望状況、完成済区間の利用状況等を基に判断する。
8		稲荷神社付近	歩道と車道が区分されていないため、通行する際には危険。 冬期、降雪や除雪でたまった雪により通行することが困難。	令和3年度に確認し、その後の追跡調査です。 (五所川原警察署) 学校には現状の通学路の検討と通学する際に児童に対して十分注意するように指導をお願いしたい。  (西北地域県民局) 現在、交通安全事業を実施中(令和5年度まで)延伸工区については、市からの要望状況、完成済区間の利用状況等を基に判断する。また、冬期間の堆雪状況をみながら排雪を計画的に行う。
9	三輪小学校	学校前の信号のある交差点付近	信号待ちで児童が待機する場所付近に、鉄の棒がむき出しになっている。	(西北地域県民局) 撤去済。
10	松島小学校	コメリ裏の住宅地に住む児童の通学路	学校が定めている通学路に抜けるまでの道路に一部歩道が整備されていない。 ※現在は保護者が送迎している。	(五所川原市土木課) 現時点で本箇所周辺の道路を整備する計画は無い。

No.	学校名	危険箇所の場所(住所等)	危険箇所の概要	今後の対応等
11		唐笠柳八幡宮付近	人通りが少なく、人の目が届きにくい。 ※昨年度、不審者情報(児童への声かけ事案)があった。	(五所川原警察所) 管轄交番と情報共有のうえ、登下校の時間帯におけるパトロールを実施する。  (五所川原市土木課) 本箇所にある全ての電柱には防犯灯が設置されており、現段階では防犯灯の設置は予定していないが、児童への声かけ事案が発生していることから、今後街路灯の設置も検討する。
12	三好小学校	福井通バス停前	建物が傾きかけており、壁も崩れ落ちている。バス停として利用していた場所であるが、危険なためバス停を一時的に三好コミュニティセンターに移動した。	(防災管理課) 令和5年4月に近隣住民から通報有り。その後所有者と連絡取れ適切な管理を指導した。  (教育総務課) 11月1日より、バス停留所を安全な場所へ移動した。
13	東峰小学校	長橋郵便局隣の廃屋	以前報告した時より倒壊がかなり進み、危険な状況となっている。建物周辺の樹木の支えで倒壊が何とか抑えられているが、かなり危険な状況である。冬季には、屋根雪が落下し、県道半分を覆ってしまったとの隣接する郵便局からの通報があるなどしているため、早期の対応が求められる。以前は、サルが住みかになっていたとの情報もあった。	(防災管理課) 現在、建物管理者を確認中。管理者が誰であることを確認できれば、状況により家屋が道路に倒れないよう寄せる等緊急対処することも視野に入れている。
14		松野木方面(コミュニティセンター長橋近く)県道の防雪柵隣の廃屋	以前報告した時より倒壊がかなり進み、危険な状況となっている。倒壊時に周辺を児童が通行していた時には、被害が予想され、かなり危険な状況である。早期の対応が求められる。以前担当係の方に持ち主へ連絡をしていたが、危険な状況解消には至っていない。	(防災管理課) 建物管理者に対して、適宜情報提供等適切な管理を指導予定。現時点で危険な状態であること確認出来ているため所有者へ通知済。
15	市浦小学校	相内地区の民家の壁	道路沿いにある木造の外壁等が剥がれ、通学路のすぐそばまで出ているため、危険箇所である。早急に対処してもらいたい危険箇所である。	(市浦総合支所) 家屋の所有者(管理者)を調査し対応を協議する。
16		相内地区民家前の道路の側溝	側溝の蓋と蓋の間に隙間があり、登下校時つまづく恐れがある。	(市浦総合支所) 対応済み。(側溝の蓋2個追加)
17	五一中	十川大橋交差点(十川大橋と本校の間)	小中学生に加えて、高校生や一般の方の自転車等も多く、毎朝込み合っている。学校への送迎や通勤の車の往来も多く、信号もないことから、交通事故が起きないか心配な箇所である。	(五所川原警察署) 学校より生徒に対して五一中前の押しボタン信号を利用するよう、通学経路についての指導と送迎等する方への注意喚起をお願いする。
18		十川大橋と鎌谷橋を結ぶ道路(本校側)	冬季になると、雪のため道路がすり鉢状になり、児童生徒の歩行に困難がある。昨年度は、斜めの道路に足を滑らせて、骨折した生徒がいた。	(五所川原市土木課) パトロール、除雪を強化し、すり鉢状態の解消に努めていく。
19	五三中	国道101号(榊森付近～藤浦付近)	自転車走行帯(走行区域)が狭く、交通量が多い。	(西北地域県民局) 用地買収を伴う改築事業の実施は困難であり、外側線の引き直しなどによる歩車道分離を図ります。
20		国道101号(船橋、みどり町1丁目付近)	自転車走行帯(走行区域)が狭く、交通量が多い。	(西北地域県民局) 用地買収を伴う改築事業の実施は困難であり、外側線の引き直しなどによる歩車道分離を図ります。

No.	学校名	危険箇所の場所(住所等)	危険箇所の概要	今後の対応等
21	五三中	米崎付近	自転車走行帯(走行区域)が狭く、交通量が多い。	(五所川原市土木課) 路側帯の拡幅にあたっては大規模な用地買収が伴い、非常に困難である。道路交通法第63条の4第1項第2号の規定によると、「児童については例外的に自転車で歩道を通行できる」とされているため、教育総務課で警察署と協議のうえ歩道の走行について検討頂きたい。  (五所川原市教育総務課) 五所川原警察署と新年度以降に向けて協議する。
22		校門前	自転車走行帯(走行区域)が狭く、交通量が多い。	(五所川原市土木課) 路側帯の拡幅にあたっては大規模な用地買収が伴い、非常に困難である。道路交通法第63条の4第1項第2号の規定によると、「児童については例外的に自転車で歩道を通行できる」とされているため、教育総務課で警察署と協議のうえ歩道の走行について検討頂きたい。  (教育委員会教育総務課) 五所川原警察署と新年度以降に向けて協議する。
23	五四中	冬季のバス乗降場所について北支店農協倉庫前	倉庫前の除雪がなされていないため非常に危険。 運転手さんが除雪されている入口でおろしてくれる時もあった。 除雪が確実になされている入口で乗降したい。	(教育委員会教育総務課) 通学支援バス停留所の位置を学校と協議し、令和5年度は現在のままとする。
24		大日如来近くの交差点	朝夕の通勤等で交通の便が激しい。大型トラックの往来もある。横断歩道はあるが、スピードを出している車が多く危険である。	(五所川原警察署) 令和3年から最高速度40km規制を延長している。管轄の飯詰駐在所と情報共有し、通常パトロールを通じて、注意、指導、取締りを実施する。また、関係機関に通学路の注意喚起の看板設置を検討していただく。
25	金木中	藤枝→国道339を横切るまでの道路	街灯がない細い砂利道なので、自転車通学生の転倒と交通事故の防止、及び防犯のため、街灯を設置してほしい。	(五所川原市農村整備課) 当該道路は農道であり小田川土地改良区の所有地でありますので、市道や国道の利用指導をお勧めします。
26		藤枝→川倉で、津軽鉄道鉄橋手前	墓地にある大木の枝が道路にかぶさっている。強風時等には折れて落下する危険性があること、晴天時は方角によって、急な視界の明転・暗転があり、危険がある。以上から道路にかぶさっている部分の枝を調整してほしい。	(五所川原市金木総合支所) 枝が道路に出ていることを確認。市の所有地ではないため市で切除不可。土地管理者へ枝の調整をしてもらうよう依頼していく。
27		川倉ふれあいセンター～中里方面の坂	個人宅のブロック塀が坂道に合わせ設置しており、場所によっては生徒の身長より高い。(160cm程度)地震の際、道路側に倒れる危険性について、耐震性等を確認してほしい。	(教育委員会教育総務課) 今後、所有者を確認し、今回の懸案事項を伝える。
28		大東が丘～金木町内	この区間には枝が道路にかぶさっている場所が数か所ある。強風時等には折れて落下する危険性があること、晴天時は方角によって、急な視界の明転・暗転があり、危険があるので枝を調整してほしい。また、高い木もあり、地震の際など道路側に倒れる危険性について、根の状態等も確認してほしい。	(五所川原市金木総合支所) 当該区間の道路へ越境している複数の木を現地確認。ほとんどは生木であり、根や幹に腐食も見られないため自然倒木の可能性は少ないと思われる。 枝については市の所有地ではないため市で切除不可のため、所有者へ枝の調整をしてもらうよう依頼していく。

No.	学校名	危険箇所の場所(住所等)	危険箇所の概要	今後の対応等
29	金木中	サントピアに続く道路殿合流点・中学校前の道路に続く合流点	登校時、この場所ではサントピア側から来る交通が見えない。(サントピア側一時停止標識あり)少し下って喜良市～中学校への道路に合流する際、喜良市方面の交通が見えず、金木駅方面から交通も見えにくい。これら合流地点での事故の危険が予想されるので、写真にある個人宅を囲んでいる木と草を伐採して左側からの交通が見えやすいようにしてほしい。また、つきあたりのロードミラーの駅方面をうつす鏡の角度を調整するとともに、2個とも明度をあげてほしい。	(五所川原市金木総合支所) 現地確認し、ミラーを新調済。 個人宅の雑草は、9/19現在、刈られているのを確認。別件で、敷地管理者へ適正管理の依頼文を発送している。
30		金木中学校～金木小学校通り(時間帯制限がある道路)	生徒が通るルートと交差する道路の交通が見えにくく、交差点での事故の危険が予想される。交差点付近に、注意喚起のプレートや標識を設置してほしい。	(五所川原市金木総合支所) 標識等設置については、公安委員会(警察)または市役所の権限によるものがあることから、設置可否の判断も含め警察と協議する。
31		嘉瀬～中学校の弘大農場付近	下校時は進行方向から来る交通が見えず、登校時は交差する交通が見えないため、事故の危険が予想される。交差点付近に、注意喚起のプレートや標識を設置してほしい。	(五所川原市金木総合支所) 標識等設置については、公安委員会(警察)または市役所の権限によるものがあることから、設置可否の判断も含め警察と協議する。
32		弘南バス沢部停留所付近から複数箇所	金木町内～神田橋の区間には、弘南バス沢部停留所以西、複数箇所で道路に枝がかぶさっているところがある。これらの箇所では、強風時等には折れて落下する危険性があることと、晴天時は方角によって、急な視界の明転・暗転があり、危険があるので枝を調整してほしい。また、高い木もあり、地震の際など道路側に倒れる危険性について、根の状態等も確認してほしい。	(西北地域県民局) 道路敷地内の支障木の場合は道路監視を行い、危険と判断した場合には早急に撤去を行います。また、民地側所有の支障木については、関係機関からの所有者情報を得ながら、地権者に撤去を依頼します。
33		喜良市出口(入口)付近	社とともに高い木がある。地震の際など、道路に倒れてくる危険が予想されないか確認してほしい。また、この木も含めて、道路にかぶさっている枝を調整してほしい。また、向かいの個人宅に個人宅のブロック塀が坂道に合わせ設置しており、場所によっては生徒の身長より高い。(160cm程度)地震の際、道路側に倒れる危険性について、耐震性等を確認してほしい。	(教育委員会教育総務課) 土地所有者に、樹木を適正に管理するよう呼びかける。 また、ブロック塀所有者に対しても、今回の懸案事項を伝える。
34	市浦中	校門前の道路	相内地区の市営住宅岩井団地付近から徒歩で通学している生徒は、正規のルートで横断歩道を渡ってくると遠回りすることになる。よって、横断歩道のない道路から渡ってくる生徒が見受けられる。	(五所川原市市浦総合支所) 横断歩道の指示標識は、設置者である公安委員会に対応を協議(要望)する。